

一般社団法人福島県交通安全協会
交通安全広報用キャラクターの使用規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、一般社団法人福島県交通安全協会(以下「県安協」という。)の交通安全広報用キャラクター「フクレンジャー」(以下「キャラクター」という。)の取扱い(使用又は製造、販売をいう。)について必要な事項を定めるものとする。
(キャラクター)

第2条 この規程でいうキャラクターとは、県安協が交通安全広報用として作成したフクレンジャー(フクシニア、フクピカット、フクハンド、フククロス、フクカチット)及び別記のデザインをいう。

(使用資格)

第3条 キャラクターを使用できるものは、次の各号のいずれかの者とする。

- (1) 福島県内の地区交通安全協会
- (2) 福島県警察
- (3) 福島県交通対策協議会構成機関・団体
- (4) 福島県内の市町村交通対策協議会構成機関・団体
- (5) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関
- (6) その他、会長が認めた者

2 前項の場合において、商品として製造及び販売が収益を上げることを目的としてキャラクターを使用する者は、一般社団法人福島県交通安全協会会長(以下「会長」という。)が認めた者に限るものとする。

(使用申請)

第4条 キャラクターを使用しようとする者は、キャラクター使用許可申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、会長に提出し、その許可を得るものとする。

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料
- (2) キャラクターの利用状況がわかる完成見本等
- (3) その他、会長が必要と認める書類

2 会長は、前項の規定による申込について、必要があると判断した場合は、申込者に対し書類の修正や追加書類の提出を求めることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、会長の許可は要しない。

- (1) 福島県内の地区交通安全協会が使用する場合
- (2) 福島県警察が使用する場合
- (3) 福島県交通対策協議会構成機関・団体が使用する場合
- (4) 福島県内の市町村交通対策協議会構成機関・団体が使用する場合
- (5) 報道機関等が交通安全に係る報道又は広報の目的で使用する場合
- (6) その他、会長が別に定める場合

(使用許諾基準)

第5条 会長は、前条の申請を受理した場合は、その内容を審査し、審査の結果、使用を許可するときは、キャラクター使用許可書(様式第2号)を交付する。この場合において会長は、使用に係る条件を付することができる。

2 キャラクターの使用が次の各号に該当する場合は、会長は許可しない。

- (1) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
- (2) 県安協の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなる恐れのある場合
- (3) 特定の個人又は団体の売名に利用される恐れのある場合
- (4) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用される恐れがある場合
- (5) 不当な利益を得るために利用される恐れのある場合
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)

第2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者が商品等を販売する場合

- (7) キャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (8) その他、承認することが不相当と認められる場合

(使用の期間)

第6条 使用する期間は、第3条の規定による申請において特に使用期限を定めない限り、使用を許可した日の属する年度の末日までとする。

2 前項の使用期間満了後において、引き続き使用するときは、改めて使用許可を受けなければならない。

(使用上の遵守事項)

第7条 使用者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された用途のみに使用すること。
- (2) キャラクターのイメージ、信用性等を損なうことがないよう適正に使用するとともに安全性、品質についても十分な配慮をすること。
- (3) 当該使用に係る物品の使用に当たり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。
- (4) キャラクターを使用した製作物等を商標登録しないこと。

(使用許可の取消)

第8条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合には使用許可を取り消し、使用者に対し使用物品等の回収等を求めることができる。使用者は、使用許可が取り消された場合、使用取消の日から使用することができないものとする。

- (1) 使用者がこの基準及び許可の条件に違反した場合
- (2) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (3) 第4条第2項の各号のいずれかに該当するにいたった場合
- (4) その他キャラクターの使用継続が不相当であると認められた場合

2 前項の規定による使用許可の取消により生じた、使用物品の回収費等の損害は使用者の負担とする。

(使用料等)

第9条 商品の製造及び販売が収益を上げることを目的としてキャラクターを使用する者は、会長に対して使用許諾料(ロイヤリティ)を支払わなければならない。

2 使用許諾料(ロイヤリティ)に係る事項は、会長及びキャラクターを使用する者が、別に契約書を交わすことにより行う。

(損失補償等の免責)

第10条 会長ならびに県安協は、キャラクターの使用に係る事故及び損失補償等一切の責任を負わない。

(補則)

第11条 この規程に定めるものの他、キャラクターの取扱いについて必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

この規程は、令和5年8月18日から施行する。

別記



様式第1号(第4条関係)

年 月 日

一般社団法人
福島県交通安全協会会長 あて

申請者 住所又は所在地
氏名(商号又は名称)
代表者の役職及び氏名

キャラクター使用許可申請書

交通安全広報用キャラクター「フクレンジャー」を使用したいので、次のとおり申請します。

使用する目的	
使用するキャラクター	<input type="checkbox"/> フクシニア <input type="checkbox"/> フクピカット <input type="checkbox"/> フクハンド <input type="checkbox"/> フククロス <input type="checkbox"/> フクカチット
使用する期間	年 月 日～ 年 月 日
作成する物品	
作成する数量	
作成した物品の 販売の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有→商品名： 販売価格(税込み) 販売場所(方法)
データ提供の 希望の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
添付書類	<input type="checkbox"/> 定款、規約その他申請者の概要が分かる書類 <input type="checkbox"/> 企画書、作成しようとする物品の見本その他キャラクターを 使用する目的及び用途が分かるもの <input type="checkbox"/> 会長が必要と認める書類
連絡先	担当者氏名： 電話番号： FAX番号： メールアドレス：

様式第2号(第5条関係)

キャラクター使用許可書

年 月 日

様

一般社団法人
福島県交通安全協会会長

年 月 日付けで申請のありましたキャラクターの使用については、下記のとおり許可します。なお、今後、使用許諾料(ロイヤリティ)を徴する場合もありますので、あらかじめ御了承願います。

記

1 許可に係る条件

- キャラクター使用許可申請書の申請内容どおりに使用すること。
- 一般社団法人福島県交通安全協会交通安全広報用キャラクターの使用規程を遵守すること。
- 使用期間中は四半期ごとに販売状況を報告すること。

2 許可番号

第 号

3 許可期間

年 月 日～ 年 月 日